

学校開放事業に関する注意事項（令和3年9月29日版）

1 はじめに

学校開放事業は 学校教育に支障のない範囲で 学校施設を開放するものです。教育活動に影響を与えないよう、学校・運営団体・利用者がそれぞれ感染拡大防止に最大限努めながら活動する必要があります。

現時点では、新型コロナウイルス感染症は「飛沫感染」「接触感染」の2つの感染が考えられます。集団感染のリスクが高まるとされる「密閉」「密集」「密接」となる状況を避けるなど 必要な感染拡大防止対策が可能な場合にのみ、学校開放事業を実施してください。

2 事業を再開する場合の事前準備

(1) 再開に向けた事前調整

運営団体は学校開放事業を再開する場合は、施設管理者である 学校と必ず事前に調整 を行います。

別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（令和3年4月19日改訂版）」を活用し、再開日時、感染拡大防止対策の実施内容、学校備品の利用、設備の消毒等について、学校と運営団体の双方で確認したうえで、学校開放の再開を調整 してください。

(2) 施設の予約について

施設の予約は予約管理システムの利用の有無にかかわらず、10月1日（金）より、入力等を始めていただいて構いません。ただし、実際に施設を利用できるのは10月2日（土）からとします。

(3) 別紙1「学校開放事業の再開に関する事前調整チェックシート【学校・運営団体用】（令和3年4月19日改訂版）」について

事前調整で話し合った内容を、文書でもって学校と運営団体双方で確認してください。チェックシートには再開に最低限必要な事項をまとめています。その他、各学校・運営団体において必要な項目を追加して使用してください。

なお、チェック欄を全て埋めた記入済みのチェックシートは、運営団体の 代表者名を記載のうえ学校に提出し、写しを運営団体で保管 します。

3 事業実施条件及びその準備、実施中の注意事項

(1) 実施の条件

ア 活動終了時刻の限度

活動終了時刻については、21時を限度とします。

※終了時刻の21時までに消毒作業等を終了し、学校敷地外に出て下さい。

イ 活動場所毎の実施条件

活動場所	実施の可否	条件
校庭	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、 ① 周囲の人と可能な限り距離を空ける（強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける） ② 近距離での会話や大声を発声する場合等はマスク着用等の対策を講じる
体育館、武道場	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を十分に行う。 ・運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、 ① 周囲の人と可能な限り距離を空ける。（強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける） ② 近距離での会話や大声を発声する場合等はマスク着用等の対策を講じる。 ・武道（剣道、柔道、相撲、それらに類するもの）など、<u>近距離で組み合ったり、接触したりする場面が多い活動を行う際は、「学校の授業等における主な感染防止策」を参考に内容を工夫して行う。</u> <p>(参考例) 学校の授業等における主な感染防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の少人数で行う ② 相手と向かい合って実施する活動は活動時間の一定の割合（3分の1程度）とする ③ 頭部が過度に密着しない等の配慮を行う ④ マスクを着用して行う（マスク着用時は安全面に十分注意する） <p>ただし、呼吸が苦しい場合は、マスクを着用しても行うことができるよう内容を工夫する</p>
特別教室	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を十分に行う。 ・周囲の人と可能な限り距離を空ける。 ・マスクを着用する。 ・<u>大声での発声を伴う活動（コーラス、歌唱等）での利用の際はマスクを着けたまま、声を出す向きや発声の回数等に留意して実施する。</u> ・<u>呼吸を使う楽器の演奏での利用は、演奏の仕方や楽器</u>

		<u>の取扱いに留意し、演奏をしないときはこまめにマスクを着用する。</u>
市民図書室	○ (条件付き)	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を十分に行い室内の利用人数の調整を徹底する。 ・利用者に手をよく洗う（手洗いができない場合は消毒を行う）よう周知する。 ・マスクを着用する。 ・利用者同士の会話や接触を極力行わないよう周知し、市民図書室世話人も貸出作業など運営の際は必要最小限の会話や接触に留める。

ウ 使用用具

学校開放で使用する用具は利用者が用意します。クラブや登録団体が所有する備品や消耗品を学校に保管することは **原則禁止** です。運営団体が個別に学校と調整している場合は次のとおり再度調整してください。

(7) 学校に許可を得て校内保管している備品等がある場合

備品の保管場所、取り扱い、消毒方法について、運営団体は **必ず学校と調整し、合意した内容を実施** してください。

(4) 学校備品を借りて活動している場合

運営団体は学校備品を引き続き使用して問題ないか、**必ず学校に確認** してください。あわせて、備品の取り扱いや消毒方法について学校の指示に従ってください。

エ 活動後に消毒する場所

学校施設の消毒については、学校の消毒方法に準じて、再開に向けた事前調整の際に消毒する範囲を話し合いにより決めてください。表面についたウイルスは付着する場所によりますが、数日間感染する力を持つと言われていています。利用場所および手洗い場やトイレなど共用部分も含めて、使用した場所の手指が良く触れる場所を消毒してください。

<主な消毒場所（例示）>

ドアや窓のノブ・引手、手すり、照明等のスイッチ、インターフォンなどの機器のボタン、水道の蛇口・レバー、流しなど

オ 消毒方法

消毒に必要な物品は運営団体または各利用団体にて用意 します。消毒液等は持ち帰るか指定場所に保管する等を徹底し、児童生徒、他の利用者が誤使用することが無いよう注意してください。

(7)消毒に使用するもの

消毒液の作り方は別紙5 経済産業省等のポスター「身の回りを清潔にしましょう。」
「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」をご参照ください。また、ホームページ等で常に最新の情報を確認するようご注意ください。

- ・濃度を 0.05%に薄めた塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム）
- ・濃度を 0.05%～2%に薄めた一部の界面活性剤を含む家庭用洗剤
- ・消毒用エタノール（濃度 70%以上 95%以下の製品）

(イ)消毒方法

消毒液を十分に含ませた布等で、一方向から拭き取った後に乾拭きします。

※金属部分は腐食する可能性があるため、消毒液で拭き取り後に水拭きします。

(ウ)消毒時の注意

消毒作業中は消毒液を吸い込まないよう換気をよく行ってください。また、消毒液が直接肌に触れないよう手袋やマスクを着用し、消毒後は良く手を洗ってください。

※児童生徒等には次亜塩素酸ナトリウムを扱わせないようにご注意ください。

カ 活動してよい利用者

次の条件を満たす利用者のみ活動してください

- ・利用団体に正式に所属している（家族を含め、利用団体以外の人を同行しない）
- ・健康観察により、体調に異常がない
- ・基礎疾患があるなど免疫が低下している状態ではない

※見学、観戦・応援、見守り、家族の同行など目的を問わず、**「条件を満たしていない方は来校しない」**よう周知徹底してください。また、児童の送迎で来校する場合も、校内に立ち入らず、必要最小限の人数・時間で行ってください。

キ 利用者の健康観察の仕方

利用者は **来校前に必ず検温**することを徹底してください。検温により、**37.5度以上の場合や味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は活動に参加せず、自宅で休養してください。**また、同居家族や身近な知人に感染が疑われる、基礎疾患がある、免疫が低下している、妊婦など重症化のリスクが高い利用者は、活動を自粛してください。

ク 利用者の確実な把握の仕方（名簿等）

感染判明時に備え、利用団体の代表者は **施設を利用した利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿等を作成**してください。※連絡網・名簿の様式は問いません。

※必要に応じて区福祉保健センター等の **公的機関へ提供され得ること**を、利用者へ事前に周知してください。

ケ 他団体との試合や合同練習

他団体と試合や合同練習を行う場合は、**感染拡大防止の観点から利用団体が次の条件を順守できる場合にのみ利用可能」と**します。

<試合や合同練習の実施条件>

- ① 活動場所の密集を避けるため、使用する施設の面積を考慮し、利用者と利用者が十分に間隔を確保できる人数に限る。（施設の定員が決まっている場合は、施設定員を上限とする）

- ② 試合や合同練習の相手方については、市内団体に限る。
- ③ 試合や合同練習の相手方の利用者については、利用者名、連絡先等を記録するなど、感染が発生した場合に直ちに利用者が特定できる状態とする。
- ④ 利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、別紙2「学校開放を利用する皆さんへ（令和3年4月19日改定版）」を他団体の全員にも配布すること。

コ 利用の仕方を利用者全員に周知徹底

利用者全員が感染防止対策を徹底して実施できるよう、学校開放事業を再開する際に、別紙2「学校開放事業を利用する皆さんへ（令和3年4月19日改訂版）」を **利用者全員に配布** してください。また、別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】（令和3年4月19日改訂版）」を活用し、学校と運営団体間の事前調整で決定した内容も併せて利用団体に周知徹底してください。

サ 別紙3「学校開放利用時の感染症対策チェックシート【利用団体用】（令和3年4月19日改訂版）」の集約・保管

学校開放事業を再開する際、運営団体は、利用団体がチェック欄を全て埋めたうえで代表者名を記載したものを、**集約し保管** してください。学校へ提出する必要はありませんが、必要に応じて学校から閲覧や提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

シ 飲食

学校開放の利用にあたって飲食は伴わない（水分補給を除く）こととします。

（2）活動前

ア 検温や健康観察

4 ページ（1）キを参考に**徹底して実施**します。

（3）活動中

ア 参加者の人数確認

利用団体の代表者は活動当日の参加人数を確認し、別紙4「学校開放事業参加者記録簿」を参考に日ごとの参加者を記録してください。また、利用者の体調に注意し、発熱等の風邪の症状がある場合は自宅で休養することを徹底します。

※記録簿は独自様式で構いませんが、4 ページ（1）クの名簿等とともに保管します。

イ 3密を避ける取組

（イ）密閉を避けるためこまめな換気を行う

天候や気温等可能な限り常時、2方向の窓を同時に開けて換気を行ってください。

※体育館のような広い場所、人の密度が低い状態であっても、換気は行ってください。また、エアコン使用時も換気は必要です。

(イ) 密集を避けるため身体的距離を確保する

人との間隔は可能な限り空けてください。

(ウ) 近距離での会話や大声を発声する際はマスクを着用する

飛沫を飛ばさないよう常時マスクをすることが望ましいと考えられます。ただし、天候や気温、運動中など、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高い場合は、他者と十分な距離を保ち、室内の換気を行うなど対策を行ったうえで、マスクを外すことも可能です。(ただし、特別教室において、大声での発声を伴う活動(コーラス、歌唱等)を行う際は、マスクを着用して実施してください。)

(4) 活動後

ア 利用した場所の消毒や掃除

普通使用許可書に利用場所の原状復帰と清掃が規定されていますが、それに加えて3ページ(1)エ、オのとおり事前調整で決めた場所・方法による消毒を行います。

イ 利用後は利用場所や学校敷地内、門付近にとどまらず、速やかに解散する

利用後は清掃や消毒が終了次第、退出し帰宅してください。

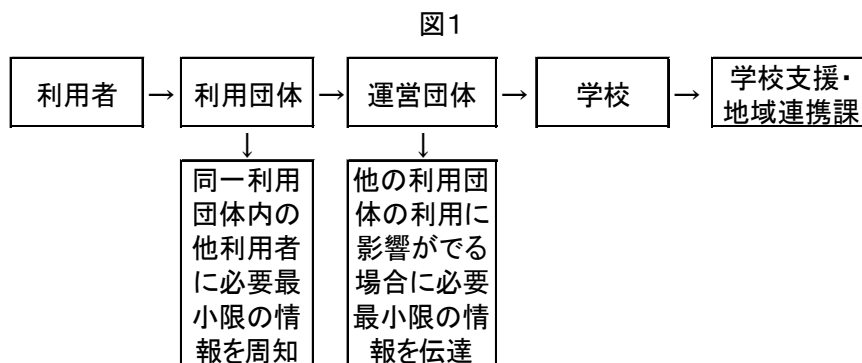
(5) その他

各学校で(1)～(4)以外に個別に定める事項がある場合はチェックシートに欄を追加して記載し、学校開放再開時に学校と運営団体の双方で調整内容を確認します。また、チェックシートの他に文書を作成して取り交わしても問題ありません。

4 利用者が、①感染が確定した、②濃厚接触者となった、③濃厚接触者ではないが発熱等の症状がありPCR検査等を受けることになった場合

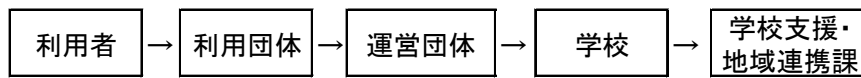
感染の報告など状況が分かり次第、速やかに関係団体へ連絡が必要となります。そのため、関係各所の連絡体制をあらかじめ整理し、確実に報告できる体制を整えてください。

① 利用者が感染確定となった場合



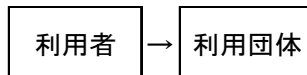
② 利用者が濃厚接触者となった場合

図2



- ③ 利用者が濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

図3



上記のフローに従い、必要な情報について報告や連絡を行います。また、感染者の行動履歴把握などの区福祉保健センターの調査が実施された場合は協力をお願いします。

【情報連絡時の注意事項】

感染の情報は迅速に報告すると同時に、個人のプライバシーに十分配慮し、必要最小限の範囲で情報共有など取り扱いに注意してください。

運営団体から他利用団体に周知が必要となる場合とは、利用者が感染し、その利用した施設において、学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合です。感染症は誰にでも発症しうるものです。感染を理由とした偏見や差別が起きないように、十分ご注意ください。

(1) 利用者（感染者等）

ア ①利用者（本人）の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・感染した旨を速やかに所属する利用団体に報告をします。医療機関の診断があるまで活動への参加はできません。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・濃厚接触者となった旨を速やかに所属する利用団体に報告します。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・所属する利用団体に発熱等の症状がある旨を報告します。

[対応]

- ・PCR 検査等の結果が陰性と判明するまで、活動には参加しないこととします。

※利用者の家族や同僚等が濃厚接触者に特定された場合であっても、利用者自身は濃厚接触者に該当しない時は、活動・利用の制限はありません。

(2) 利用団体

ア ①利用者の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・利用者から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに運営団体に報告をします。また、必要な情報を所属する他の利用者に伝達します。情報の取扱は、個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

[対応]

- ・区福祉保健センターが濃厚接触者等を特定する調査を実施する間、活動を中止します。調査が終了次第、運営団体や学校と協議の上活動を再開します。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・利用者からの報告を受けて濃厚接触者が発生した旨を速やかに運営団体に報告します。

[対応]

- ・区福祉保健センターの指示に従います。
- ・学校開放の利用については特に中止する必要はありません。必要に応じて学校と協議してください。

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・利用者からの報告を受けます。

[対応]

- ・特になし（学校開放の利用については特に中止する必要はありません。）

(3) 運営団体

ア ①利用者の感染が確定した場合

[報告・連絡]

- ・利用団体から報告を受けて感染者が発生した旨を速やかに学校に報告をします。また、当該施設において学校開放事業が中止となる等、他の利用団体の利用に影響が出る場合は当該施設を利用する他の利用団体に必要最小限の情報を伝

達します。情報の取扱は、個人情報保護や人権の観点から十分留意が必要です。

[対応]

- ・区福祉保健センターが実施する調査に協力します。濃厚接触者を特定する調査が終了次第、利用団体や学校と協議の上活動を再開します。

イ ②利用者が濃厚接触者となった場合

[報告・連絡]

- ・利用団体からの報告を受けて濃厚接触者が発生した旨を速やかに学校に報告します。

[対応]

- ・特になし

ウ ③濃厚接触者ではないが発熱等の症状があり PCR 検査等を受けることになった場合

[報告・連絡]

- ・特になし

[対応]

- ・特になし

(4) 学校

★運営団体からの報告を 学校支援・地域連携課に報告 します。土曜日や日曜日などの閉庁日及び平日の夜間に感染等が発生し、特別に判断を要する必要がある場合や、緊急を要する場合は、学校支援・地域連携課長の携帯電話に御連絡 下さい。

児童・生徒の健康状態を注視してください。学校教育に支障をきたすと判断される場合、濃厚接触者が特定された後も引き続き学校開放事業を中止することができます。再開時期は、運営団体と感染防止対策などを協議したうえで決定してください。

※感染者の発生や消毒の指示などは利用団体から報告が挙げられますが、学校において施設の消毒など判断に迷う場合は、区福祉保健センター福祉保健課に指示を仰いでください。

(5) 学校支援・地域連携課

学校支援・地域連携課は方面別事務所、健康教育・食育課、小中学校企画課、その他関係所管課に速やかに情報を共有します。

＜状況別学校開放事業の利用＞

利用者の状況	利用者が陽性となった場合	利用者が濃厚接触者と特定された場合
当該利用者	医療機関の指示がでるまで活動への参加は不可	区福祉保健センターに指示された健康観察期間中は活動自粛
当該利用者が所属する利用団体	区福祉保健センターの調査が完了するまで活動中止 運営団体や学校と協議し活動再開	活動可
当該施設を使用する他の利用団体	運営団体と学校の協議結果を踏まえ活動可	活動可
当該施設を使用しない利用団体	活動可	活動可
運営団体	利用団体、学校と協議し活動再開の判断を行う	対応なし

5 自主事業について

中止としていた地域貢献事業についても実施を可とします。補助金に関する手続きを含め、地域貢献事業については別途通知します。